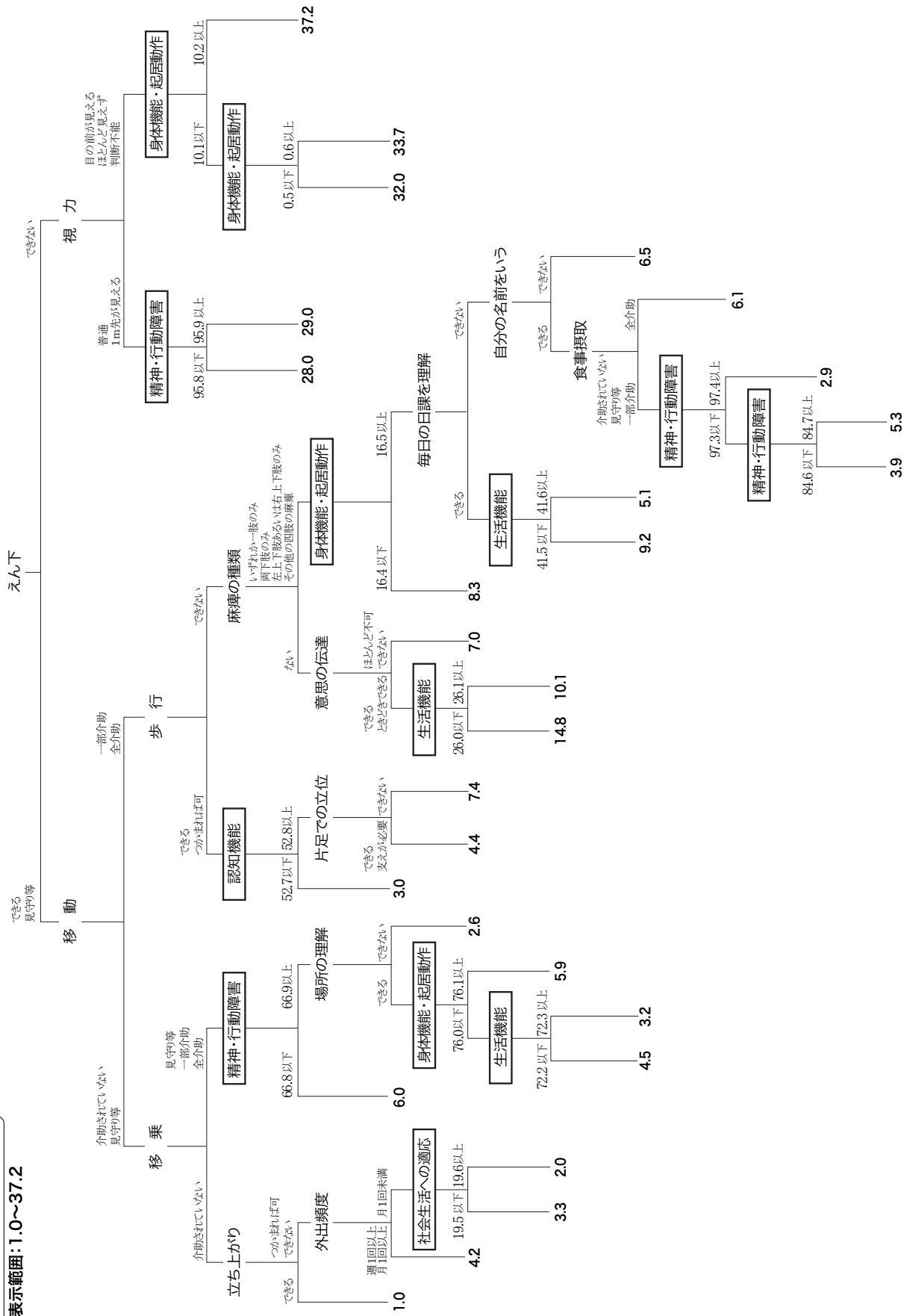


医療関連行為

時間の表示範囲:1.0~37.2



■ 8. 審査判定の際に留意すべき特記事項の例

認定調査員テキストでは、認定調査員が「介助が不足している」と判断した場合などに、そのような状況を具体的に特記事項に記載していただくこととしています。こうした審査判定の際に留意していただきたい特記事項の例を以下にまとめました。このような記載がある場合、適切に判定結果に反映させ、必要な場合は、療養に関する意見を付してください(p30 :「 ■ 3 . 要介護状態の軽減又は悪化の防止のために必要な療養についての意見」における「(1) 基本的な考え方」を参照)。

(1) 介助が不足な状態であることを特記事項に記載された例

2 - 2 移動

1 週間以上寝かせたままの状態での介助が行われていないため、「介助されていない」を選択したが、腰にじょくそうができており、介助が不足な状態である。

2 - 7 口腔清潔

一週間以上に渡り歯磨きなどの口腔のケアが行われていないため「1.介助されていない」を選択するが、口腔内で歯ぐきが腫れ上がっていた。介助の必要性があると考えられる。

2 - 8 洗顔

一週間以上に渡り洗顔の介助が行われていないため「1.介助されていない」を選択するが、大量の目脂を認め、不潔な状態である。介助の必要性があると考えられる。

5 - 1 薬の内服

糖尿病に罹患しており、薬を処方されているが、自分で薬、水を用意し、飲んでいるため「1.介助されていない」を選択する。ただし、飲み残し、飲み過ぎがあり、血糖管理ができておらず、低血糖で病院に運ばれたことがある。介助の必要性があると考えられる。

(2) 審査会で勘案するか検討すべき介助が発生している例

2 - 4 食事摂取

食事摂取についての介助は行われていないため「介助されていない」を選択する。ただし、飲み込みが悪いため、事前に食べ物を小さく切ってもらっている (3 回 / 日)。

中心静脈栄養のみで食事摂取についての介助が発生していないため、「1.介助されていない」を選択する。

4 - 1 1 物や衣類を壊す

以前は、上着のボタンをちぎり捨てたりして家族がその都度に修繕していた (週 1 回程度)。ファスナーのものに変えてからは、服を破ることはなくなったため、「1.ない」を選択する。

(3) 調査時と日頃の状況が異なる旨が記載されている例

3 - 1 意思の伝達

調査当日は、つじつまが合わないことを言うことがあるが、ほとんど質問に回答していた。家族によると、日頃は、「痛い」、「腹が減った」といった、限定された内容しか意思の伝達ができない。「意思の伝達」は日頃の状況を評価するため「3.ほとんど伝達できない」を選択する。

3 - 2 毎日の日課を理解

起床時間、就寝時間について聞いたところ、大まかな時間は合致していたため、「1.できる」を選択する。家族によると、普段はそうした質問に回答できないとのこと。

3 - 3 生年月日や年齢を言う

調査当日に生年月日について答えることができたため、「1.できる」を選択する。家族によると、普段は、年齢も生年月日も、聞いても答えることができないとのこと。

3 - 4 短期記憶

調査当日の昼食で何を食べたかまで答えることができたため、「1.できる」を選択する。しかし、家族の話では、日頃は物忘れがひどく、直前のことも覚えていないことがあるとのこと。

3 - 5 自分の名前を言う

調査当日は名前を言うことができたため、「1.できる」を選択する。家族によると、名前を聞いても言うことができないことが普通であるとのこと。

3 - 6 今の季節を理解する

調査当日は季節について正解できたため、「1.できる」を選択する。家族によると、季節について質問しても言うことができないことが普通であるとのこと。

3 - 7 場所の理解

調査当日は施設であると正解できたため、「1.できる」を選択する。家族によると、場所について質問しても回答することができないとのこと。

5 - 2 日常の意思決定

調査当日は、手を挙上するように指示しても、「いやだ」といって拒否をすることがあった。家族によると、日頃は、意思決定することがほとんどないとのこと。「日常の意思決定」は日頃の状況で評価するため「3.日常的に困難」を選択する。

■ 9. その他

別途通知する参考指標を用いて判定結果の妥当性について検証してください。